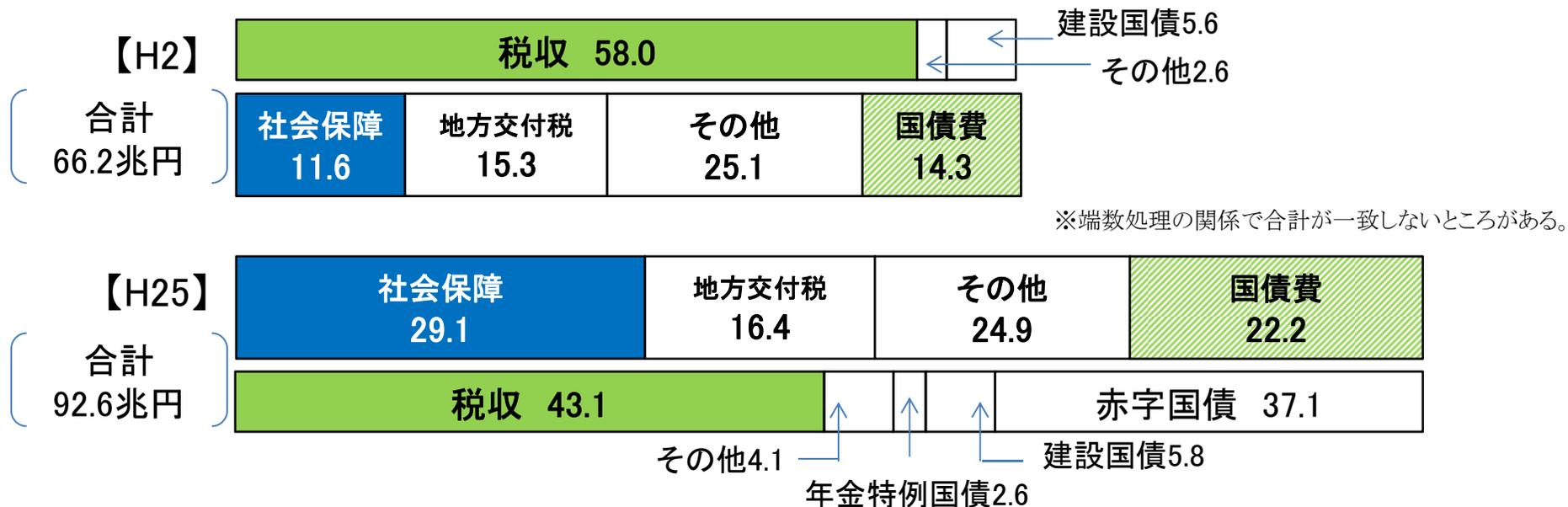


提 出 資 料

平成25年8月26日
増 田 寛 也

- ・ 過去最大の税収を計上したH2年度と、H25年度の国の一般会計予算を比較すると、税収は15兆円程度減少した一方で、社会保障は18兆円程度増加、国債費は8兆円程度増加。
- ・ さらに、我が国の財政は、先進諸外国と比較しても、国・地方ともに厳しい状況。国家財政・地方財政の双方が、その財政基盤を強固なものとしていくことが急務。

(1) 平成2年度と平成25年度の国の一般会計当初予算の比較(単位:兆円)



(2) 国・地方債務残高GDP比の状況<先進諸外国との比較>

(※)H23(2011)ベースの比較

	日本	イギリス	フランス	ドイツ
国	181.7%	98.8%	82.9%	55.6%
地方	46.9%	5.7%	10.1%	31.4%

- ・ 消費税率の引き上げが行われない場合、社会保障の充実に必要な財源を確保することが困難。これは、子育ての不安、高齢期の医療・介護の不安等の社会保障における国民的な課題への対応がなされないまま放置されることを意味する。
- ・ さらに、現在実施している社会保障に要する費用の安定財源を確保することも困難となり、社会保障費用の多くを赤字国債・赤字地方債＝将来世代の負担で賄い続ける構図も放置。

消費税率引き上げ分

社会保障の充実

社会保障の安定化
(後代への負担つけ回しの軽減等)

- ・ 基礎年金国庫負担1/2引上げに要する費用など、現在、赤字国債等で賄っている社会保障費の安定財源確保。
- ・ 社会保障費の自然増は、国:1兆円程度、地方:0.8兆円程度。

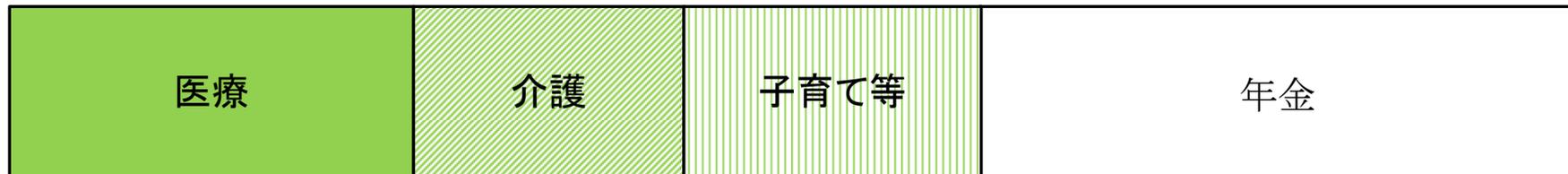
〈充実のイメージ〉

【全世代型社会保障制度の実現】 保育の量的拡大等による待機児童の解消 等

【低所得者対策】 低所得高齢者等への福祉的給付、低所得者の国保保険料・介護保険料軽減 等

【新たな課題への対応】 地域の医療ニーズに応じた病床確保や病院間連携、在宅医療の推進、地域包括ケアシステム構築に向けた医療・介護の連携や生活支援・介護予防の基盤整備 等

- ・ 地方自治体は地域における社会保障の運営責任者であり、社会保障の多くが地方自治体を通じて国民に提供。
- ・ 消費税率引き上げ5%のうち、1.54%は地方分(地方消費税:1.2%、地方交付税:0.34%)。
- ・ 消費税率の引き上げが見送られた場合、地方自治体の社会保障財源の確保も困難となる。



主に地方自治体を実施

主に国が実施

■地方自治体が提供する社会保障サービスの例

【医療】公立病院の運営、国保・後期高齢者医療制度の運営、予防接種、乳幼児検診、産科医療の体制整備、救急医療、へき地医療

【介護】介護保険の運営、公営の特別養護老人ホームの運営

【子育て】保育所の運営、病児保育、放課後児童クラブ、母子家庭等の支援

社会保障における地方の負担額
15.5兆円(※)

(※)H22年度における社会保障給付費の地方負担額(10兆円)に社会保障関係の地方単独事業費(5.5兆円)を加えたもの

■ 地方税財源の確保・充実等に関する提言(平成25年7月9日全国知事会)〈抜粋〉

II 税制抜本改革の推進等

1 社会保障と税の一体改革

社会保障と税の一体改革においては、今後も社会保障関係費の増加が続くと見込まれる中、国の制度と地方単独事業それぞれのセーフティネットが組み合わさることによって、今後の社会保障制度全体が持続可能となることから、消費税・地方消費税を5%引上げるにあたり、地方分として1.54%(うち地方消費税1.2%、地方交付税原資0.34%)が確保されたところである。

厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえて、引き続き、着実に経済状況の好転を図り、平成26年4月における消費税及び地方消費税の引上げの実現を図るべきである。

その上で、いわゆる「逆進性」への対策をはじめ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(以下「消費税法改正法」という。)において消費税の引上げを踏まえて検討することとされた課題等については、今後とも、国・地方が相互に協力し、検討を進める必要がある。